

行政の手当て

水俣病が発生して、国の手の打
わ方がおやがいたじりついで、
地元の関係者は次のように言つて
ゐる。

「愚者の出始めた四年前に、少調査団を迎えた時、中本水俣漁業委員会事の述懐だが、四年間も放置され

水保病院

(10)



水俣湾を調査する水産庁調査団(34年10月)

遅れた県と国の対策

4年後やっと調査

関係法律にても一公審防止

「湾内の魚貝類が豊富らしい」

た。

レ"があつたようだ。

国会調査団は三日間の観察を行

県会議場で開かれた水俣病公聴会（34年11月）

同じ海と魚が汚染され、死「素」は三四百人といふ似たようなデーターなものの、国会からの調査団が水俣を訪れたのは、患者発生から実に四年を経過した三十四年のこととなつた」

なんともなべらるの手が打たれて
いたが、これほどまでにはならぬ
かったために」一当時国会からの
起きた事件としての「距離的な

「堀の採業停止を意味する。これがなんど市民の死活問題だ」と東山

しかも法の運用は関係政令不備もありてかそのままだし、三十三年に制定され、翌年から施行されていない。水俣病調査班のある群衆に強制力も罰則規定も設けられていません。

う姿が驚かせ、「弱い年少」の名
の説明はひととしだされていな
い」と解釋しながら。

三十一年一人の患者も出なかつたのに、三十三年に三人、四年に六人とさつそく新しい患者が出

二
三
四
五